

令和5年度第7回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水)午前9時31分から午前10時15分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 9人

1番 秋山 剛	2番 坂永年弘	3番 野津田はるみ
4番 田中智文	6番 瀬尾 毅	8番 末宗龍司
9番 古城竹吉	11番 小寺 旭	

推1番 居神友久	推2番 上岡稔弘	推3番 上門三義
推4番 濱保敬志	推5番 向田定男	推6番 横山寿人
推7番 大野 宏	推8番 平迫 豊	推11番 神田純治
推12番 檜崎 登		

4. 欠席委員 7番 木戸 安江 10番 竹内 茂樹

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

報告第16号 農地法第4条の規定による届出について

報告第17号 農地法第5条の規定による届出について

報告第18号 農地法第18条の規定による届出について

報告第19号 取下げ願いの受理について

第5 その他

(1) 11月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和5年度第7回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は7番 木戸委員、10番 竹内委員になります。定数に達しておりますので、令和5年度第7回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、1番 秋山委員、9番 古城委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第30号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を神田委員お願いします。

【推11番 神田委員】 10月17日に、譲受人、小寺会長、事務局の4名で現地確認を行いました。場所は、旧荒谷小学校の手前約300mで、譲受人の本宅のすぐ裏になります。耕作を行うには便利のよい場所であり、これまでも米を耕作されておりました。農地への進入路や水路の確保もしっかりできており、特に問題はございません。

【議長】 続いて、番号2を上門委員お願いします。

【推3番 上門委員】 10月19日に、居神委員、上岡委員、事務局の5名で現地確認を行いました。申請地は県道に一部隣接した畑で、昨年まで譲渡人が維持管理されていましたが、高齢のため耕作や維持管理が困難とのことでこの度申請がありました。譲受人は申請地の隣に居住しており、耕作や維持管理が容易とのことです。問題はございません。以上です。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第30号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第30号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第31号説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び番号2を居神委員お

願います。

【推1番 居神委員】10月8日に利用権の設定を受ける方より、話を聞きました。お二人の利用権設定をされる方はいずれも〇〇市在住で、これまでも上下町小塚の方に利用権を設定して水田として耕作してもらっていましたが、この度高齢になり耕作が困難になったため、利用権設定の移転を行い現状のまま引き続き耕作をすすめていくとのことです。問題はございません。よろしくお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第31号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第31号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第32号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を濱保委員をお願いします。

【推4番 濱保委員】10月22日に末宗委員と現地確認を行い、申請者に話を聞きました。場所は、県道矢多田阿字線を国道432号との交差点から阿字側に約1kmの北側北筋を少し入ったところです。

当該地は、畑として利用されていたところになります。申請者の墓所は地域の共同墓地にあったのですが、新たな墓を建てる場所がなく、山中で不便であるため、居住地の近くに作りたいとのことです。周囲はほとんど申請者の所有地であり、谷筋の入り口に水田がありますが、この水路には影響しない場所です。他の農地への影響もないと思われ、転用を認めても問題はないと考えます。よろしくお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第32号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第32号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局か

ら説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 33 号説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を居神委員お願いします。

【推 1 番 居神委員】 10 月 19 日に上岡委員、事務局の 4 名で現地確認を行いました。現地は、国道 432 号の谷山商店から西へ約 800m で、西山寺へ向かう道路沿いに位置します。譲渡人は会社員で土地の維持管理が困難なため、この度譲受人へ譲渡し太陽光発電施設にするとのことです。周辺住民の同意も得られており、周辺農地への影響も少なく問題はないと思われます。よろしくお願いします。

【議長】 続いて、番号 2 及び番号 3 を濱保委員お願いします。

【推 4 番 濱保委員】 議案第 32 号の申請地と隣接地で、譲受人は譲渡人の近所に居住されている親戚で、この土地を譲り受けて自分の家の墓を建てたい意向です。また、2 軒の墓が並ぶためこれらの周囲及び墓地へ通じる道路部分を各 2 分の 1 の持ち分とする共有地にしたいとのことでした。特に問題はないと考えます。以上です。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 33 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 33 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】 続いて、日程第 4 報告事項に入ります。報告第 16 号 農地法第 4 条の規定による届出について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（報告第 16 号説明）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。

【議長】 続いて、報告第 17 号 農地法第 5 条の規定による届出について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（報告第 17 号説明）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。

【議長】 続いて、報告第 18 号 農地法第 18 条の規定による届出について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（報告第 18 号説明）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。

【議長】 続いて、報告第 19 号 取下げ願いの受理について事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（報告第 19 号説明）

【議長】 ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】 続いて日程第 5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、11月24日（金）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】 それでは、次回は11月24日（金）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦劳様でした。

令和5年10月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人